

平成29年度 前橋市永年勤続従業員表彰実施要綱

1 目 的

市内の商工業及びサービス業の従業員で同一事業所に多年勤務し、かつ勤務成績優秀な者を表彰し、従業員の勤労意欲の高揚と経営の合理化に役立てることを目的とする。

2 主 催

前橋市・前橋商工会議所・前橋東部商工会・富士見商工会

3 後 援

群馬県

4 期 日

平成29年11月28日（火） 午前10時

5 会 場

前橋テルサ 2階ホール

前橋市千代田町二丁目5番1号 TEL027-231-3211

6 表彰基準（平成29年11月28日現在の在職見込み）

市内の商工業及びサービス業の従業員のうち、下記(1)から(3)の基準を満たす者とする。ただし、自営業者や企業の経営者・役員、経営者・役員の家族（兄弟、配偶者、子等）、パート従業員、過去に同じ表彰を受けた者を除く。

(1) 10年表彰

勤務成績優秀にして、他の模範とするに足るもので同一事業所に10年以上勤務する者。

(2) 20年表彰

(1)の条件を満たし、同一事業所に20年以上勤務する者。

(3) 特別表彰

同一事業所に30年以上勤務し、特に功労のあった者。

7 表彰該当者の推薦

(1) 推薦方法

各事業所において、表彰に該当する者がある場合は当該事業所の代表者、又はその事業所が所属する同業団体の代表者が推薦する。

(2) 提出書類

該当者ごとに推薦書1部（推薦書ごとに代表者印を押捺）

(3) 推薦書の提出先（次のうちいずれか1か所）

前橋市産業経済部産業政策課雇用促進係

（大手町二丁目12-1前橋市役所12階 TEL 898-6985）

前橋商工会議所 経営支援センター（日吉町一丁目8-1 TEL 234-5115）

前橋東部商工会（鼻毛石町1426-1 TEL 283-2422）

富士見商工会（富士見町小暮104-1 TEL 288-2593）

(4) 推薦書の提出期限

平成29年9月15日（金）（厳守）

8 表彰

(1) 被表彰者は、主催者において決定する。

決定通知については、概ね表彰式の1ヶ月前までに推薦者（事業所、組合等団体）宛に送付するものとする。

(2) 表彰の方法

表彰は、市長、商工会議所会頭及び商工会会長が行いそれぞれ賞状及び記念品を贈呈する。

(3) 表彰式

表彰式については、必ず本人が出席することとする。